

様式第1号

令和 元年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 日本共産党函館市議団

伝票番号 12

代表者	経理担当者	支出年月日	区 分	
		令和 元年 8月5日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支 払 金 額	
リコーリース株式会社			29,700円	
摘要(品名)		数量	単価	金額
複合機リース代(8月分)		1		29,700円

日本共産党 函館市議会議員団 御中

発行日 2019年08月07日

領収証番号 0000001934

領 収 証

リコーリース株式会社

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

東京都江東区東雲1-7-12

領 収 日	2019年 8月 5日
領 収 額	29,700 円

印紙税申告納付につき江東西
税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 ニホンキョウサントウ ハコタテシキタツ

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
	19. 8. 1~19. 8. 31	3	27500	2200

続きは裏面をご覧ください。

様式第1号

令和 元年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 日本共産党函館市議団

伝票番号 13

代表者	経理担当者	支出年月日	区 分	
		令和 元年 8月6日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費 事務費	
支払先			支 払 金 額	
富士ゼロックス北海道株式会社			11,387円	
摘要(品名)		数量	単価	金額
コピーカウンター料(6月11日~7月10日)		1		11,387円

【領収書等貼付欄】

領 収 証

FX11-1040872

日本共産党 函館市議会議員団 様

金額 ￥11,387 ※

収
入
印
紙

但し 請求書通り

2019年 8月 6日

上記の金額正に領収いたしました。

現金・小切手	¥	*
振 込	¥	*
手形・相殺	¥	*
計	¥	11,387 ※

札幌市中央区大通西6丁目1番地
富士ゼロックス北海道株式会社

扱 者 印



(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

日本共産党 函館市議会議員団

様

請求書

発行日：2019年07月12日
請求書番号：790711-0038955

富士ゼロックス北海道株式会社

今回ご請求額 **11,387円**

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： [] 電話：0120-069-860

お支払約束日	2019年08月06日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	[]
本・支店名	[]
預金種目/口座番号	[]
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料金額	品名	期間 / 返品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1	トータルサービス料金	2019/06/11-2019/07/10				10544
2	黒モード	1カウント以上	3112	2.00	6224	
3	フルカラー	1カウント以上	288	15.00	4320	
4	ご使用合計		3400			
6	【代金/料金合計】					10544
7	【消費税および地方消費税(8%)】					843
8	【今回ご請求額】					11387
11	ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VII C2273 PFS 530638	2019/06/11-2019/07/10				
12	(今回) (前回) (テスト) (ミス)					
13	1(4062) (918) (0) (32)					
14	2() () () ()					
15	3(397) (106) (0) (3)					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

11300 00108 3307369059 10 0719 0C9
A-002628 0000 3307369059 510 1NK 0000 12201010

31 備考：

M1F003

様式第1号

令和元年度

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 日本共産党函館市議団

伝票番号

14

代表者	経理担当者	支出年月日	区 分	
		令和 元年 8月7日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費	
支払先			支 払 金 額	
全日本建設交通一般労働組合函館支部			2,500円	
摘要(品名)		数量	単価	金 額
建交労雑誌代 (2019年6月~2020年3月)		1		2,500円

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないように留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

日本共産党函館市議団

様

No. _____

★

¥2500

但 2019年6月~2020年3月

1 年 8 月 7 日 上記正に領収いたしました

内 訳 建交労雑誌代

収 入
印 紙

税抜金額 _____
 消費税額等(%) _____

全日本建設交通一般労働組合函館支部

函館市大縄町1-30
電話 (0138) 22-56

様式第2号

令和 元年度 政務活動費支出伝票(旅費)

会派名 日本共産党函館市議団

伝票番号 15

旅行承認年月日	代表者	経理責任者	支払年月日	区 分
2019年7月23日			令和1年8月7日	・調査研究費 ・研修費
	氏 名	金 額	受領印	受領年月日
1	市戸ゆたか	40,020円		令和1年8月7日
2	紺谷 克孝	40,020円		令和1年8月7日
3	富山 悦子	40,020円		令和1年8月7日
4				
5				
支払金額合計		120,060円		
旅行の目的 ①国民健康保険制度、②動物愛護政策、③公契約条例の調査				
用務地 旭川市				
旅行の行程			旅費の内訳(1人当たり)	
8/18	函館→旭川 (J R)		路線バス、私鉄	
8/19	旭川→函館 (J R)		J R	
			航空賃	
			日 当	6,000円
			宿泊費	
			参加費	
			その他	34,020円
			合 計	40,020円

領 収 証

No. 565

株式会社 函館観光

2019年8月7日

*102060-
但 110- 旅行費用代金と
8/18-19 函館〜大川
上記正しく領収書に
1泊2日 現金付



内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

株式会社 トラベル・ウィン
函館市本通1丁目5番4
TEL (0138) 53-4089

出張報告書

2019年8月27日

日本共産党函館市議団
代表 市戸 ゆたか 様

出張者氏名 市戸 ゆたか 印

下記のとおり出張したので報告します。

記

1 出張期間	2019年8月18日~2019年8月19日(2日間)
2 用務地	① 8月 19日 旭川市
	② 月 日
	③ 月 日
	④ 月 日
3 出張概要	国民健康保険制度、動物愛護政策、公契約条例の調査 日時 8月19日 10:00~17:00 場所 旭川市役所、動物愛護センターあにまある 対応者 別紙
4 所見	別紙
備考	

1、出張目的（2019年8月19日）

旭川市の国民健康保険料の市独自の軽減・減免制度について、および公契約条例制定の経過・その後の取り組みについて、動物愛護政策について動物愛護センター(あにまある)の現地見学も含む調査のため。

2、対応者

旭川市議会事務局・議会総務課長	富田康文
〈国民健康保険〉旭川市福祉保健部国民健康保険課長	鈴木裕幸
旭川市福祉保健部国民健康保険課長補佐	水上明子
〈公契約条例〉旭川市総務部契約課長	金内英行
旭川市総務部契約課主幹	齊藤淳起
〈動物愛護センター あにまある〉	野崎獣医師

3、所見

旭川市は人口33万5323人（平成31年4月）、第一次産業2・7%、第二次産業17.1%、第三次産業76.2%、分類不能4%で、商業流通都市となっています。

〈国民健康保険について〉

旭川市の平成30年度の国保加入割合は人口33万5323人中72169人の21・5%。保険料収納率は（一般＋退職）92.01%、滞納繰越25.94%、特定健診24.7%。

旭川市の国民健康保険料の推移を見てみますと、40歳代夫婦、18歳未満の子ども一人、夫のみ給与所得200万円のモデルケースでは、平成25年度の保険料382,610円道内主要都市10市中5位などで高い水準となっています。平成28年度では、368,150円と3位となり、このことにより、旭川市では国民健康保険料の負担軽減及び市独自の軽減・減免を行っています。

平成28年度から旭川市国民健康保険条例施行規則の第23条の3保険料の減免基準では、失業その他の事由により総所得の合計が前年に比べ減少した場合、合計額が500万円以下の場合減免対象となります。

又、市独自の軽減制度では、18歳未満の減免で、平成28年度均等割の5割減免、平成30年度から均等割3割減免を実施しています。他、市独自での2割軽減、1割軽減、激変緩和として、基礎控除所得が167万円以下の40歳から64歳の被保険者一人につき平成30年度3000円、令和元年度2500円を減免。更に、7・5割減免対象世帯へ一人500円の保険料を減免しています。財源は基金

繰入金や一般会計からの法定外への繰り入れなどです。

課題として、平成 30 年度からの都道府県化により、北海道の運営方針において令和 6 年度をめどに保険料水準を統一するとしているため、制度廃止の必要性が生じているとのこと。制度廃止にあたっては、急激な負担増とならないよう配慮したいと話されていました。

根本的には、国民健康保険制度は国の社会保障費の問題となりますが、函館市の国民健康保険料は全道主要都市 10 市中 2 位の高さとなっています。減免制度については、今後、検討しなければならないと考えます。特に、家族が多くなればなるほど加算される均等割の部分については再考が必要と考えます。

〈公契約条例制定の経過・その後の取り組み〉

旭川市は 2017 年度に全道初として、『旭川市における公契約の基本を定める条例』が議員提案で制定されました。条例制定後 2 年が経過し、その後の取り組みについて調査をおこないました。

この条例は、地方公共団体が公共工事を公平で適切な入札を通じ信頼できる工事やサービスが提供され、従事する労働者の労働環境が確保されるよう求めることができます。施行後の取り組みは「契約審査委員会」を発足し、委員会の意向を受け、旭川市として市内 130 事業所に対し、賃金・労働環境のアンケート調査を実施予定とのことでした。

今後、函館市も働く労働者への直接調査や賃金台帳による調査が必要ではないかと思われます。

〈動物愛護センター『あにまある』〉

旭川市役所のすぐそばにある動物愛護センター『あにまある』の現地を調査。設置に至った経緯については、これまで、犬や猫の収容管理を行っていた嵐山犬抑留所が築 40 年の建物で老朽化が著しい狭隘な施設であり不十分な施設だったため、平成 12 年の中核市移行を機に、建設候補地を調査し、旭川市の中心地であり、アクセスの良好な現在地に建設されました。

主な事業として、動物愛護思想の普及啓発、犬・猫とのふれあい事業、動物の飼育管理の指導・助言、傷病動物の保護、治療、動物の捕獲・保護・収容、犬・猫の引取り、譲渡、収容動物の飼育管理、返還及び処分、狂犬病予防に係る知識の普及、ボランティア活動の支援に関すること。運営は市直営で、正職員 6 名(獣医師 2 名)、再任用 2 名(獣医師 1 名)、嘱託職員 3 名、臨時職員 4 名、15 名体制です。

獣医師 3 名が常勤しているので、傷病動物の手術室、レントゲン室など施設整備も充実しています。衛生的で動物臭などありません。連れてこられた犬や猫、小動物は、すぐに獣医師により手当され、生後間もない猫などはミルクボランティア

等との連携により飼育されます。

交通アクセスがよいため、譲渡を求めて見学者も多数来館されています。センター見学者は平成30年度は2,259人、休日開館日の見学者数も321人となっています。

当市は、函館市犬抑留所という名称で、保護された犬・猫、小動物が収容されています。動物愛護法に基づき、殺処分ではなく譲渡を進めていくことが重要ですが、現実なかなか譲渡が進まず、ボランティア団体に依存せざるを得なくなっています。

函館市も旭川市同様、動物愛護法に基づいた譲渡を進め、ボランティア団体への支援等も強化することが重要であると改めて思いました。函館市にも動物愛護センターが必要です。

別記第3号様式

出張報告書

2019年8月27日

日本共産党函館市議団
代表 市戸 ゆたか 様

出張者氏名 紺谷 克孝



下記のとおり出張したので報告します。

記

1 出張期間	2019年8月18日~2019年8月19日(2日間)
2 用務地	① 8月19日 旭川市
	② 月 日
	③ 月 日
	④ 月 日
3 出張概要	国民健康保険制度、動物愛護政策、公契約条例の調査 日時 8月19日 10:00~17:00 場所 旭川市役所、動物愛護センターあにまある 対応者 別紙
4 所見	別紙
備考	

紺谷 克孝

1 出張目的

旭川市の

国民健康保険料の市独自の軽減・減免制度について

公契約条例制定の経過・その他のとりくみについて

動物愛護行政について、動物愛護センター（あにまある）の現地見学も含む調査

2 対応者

旭川市議会事務局 議会総務課長 富田 康文

旭川市福祉保健部国民健康保険課長 鈴木 裕幸

” 課長補佐 水上 明子

旭川市総務部契約課長 金内 英行

” 契約課主幹 斎藤 淳起

(動物愛護センター あにまある) 野崎獣医師

所見

(公契約条例について)

地方公共団体が、公共工事の入札や市の業務を民間に委託する委託契約などは、一般競争入札や総合評価方式の採用などによる改革が進められていますが、他方、低価格の入札により下請けの事業者や業務に従事する労働者にそのしわ寄せが影響し、労働者の賃金低下など労働環境の悪化を招く原因となっています。

このような状況を改善し、公平で適正な入札を通じ、信頼できる公共工事や公共サービスが提供され、豊かな地域社会の実現と従事する労働者の労働環境が確保されることとなります。

本来であれば、この課題は、一地方公共団体の問題でないから国が公契約に関する法律を積極的に制定すべきであるが、そうした動きがない中で、全国では2009年9月に千葉県野田市が全国で初めて公契約条例を制定して以降、10年間で公契約条例制定自治体は、50を超える数となり、その広がり大きく前進しています。

北海道では、旭川市が全道で初めて「旭川市における公契約の基本を定める条例」を2017年12月に施行しています。条例制定以降約2年経過し、どのように条例の内容が活かされているのかを調査し、函館市でも今後公契約条例制定の展望を見据えることができるのかの調査といたしました。

旭川市は、条例制定にあたり、その背景を次のように分析しています。

公契約に求められる社会的要請は、地域経済の活性化をはじめ雇用環境の適正化や技能労働者の確保などが多様化する中、公契約が果たすべき役割を広く明らかにして市が行う公契約せ策に根拠を持たせるとともに、受注する事業者に公契約従事者に対する労働環境

の向上を「責務」として課すことで取り組みを求めることが主眼であると述べています。

旭川市は、公契約条例施行後4ヶ月目の2018年4月に「旭川市契約審査委員会条例」を施行し、同時に「旭川市契約審査委員会運営要綱」も施行し、4名からの委員で構成する「契約審査委員会」を発足させました。

審査委員会は、発足後6回にわたる審査を重ね、2018年11月に「旭川市における公契約の基本を定める条例」に関する検討結果報告書を作成しました。

6回の審査内容は、行われた個々の入札内容まで議論の対象となっていたり、条例に賃金条項はないが、取り組みと課題の中では、公契約従事者の賃金下限額の制定についても議論されています。

その内容は次の項目となっています。

① 賃金下限額の規定で期待される効果

② 賃金下限額の規定に当たっての課題

ア 適用できる契約に限られる

イ 賃金増額の一過性

ウ 受注者の負担の増加

エ 雇用契約及び関係法令等との整合性

委員の共通性のある意見の中では、条例の実効性を見るためにも、制定前と制定後の賃金比較が必要と述べ、面談が難しいのならアンケート調査などにより把握しなければ実効性が見えない。実際に支払った賃金と設計労務単価との乖離についても具体的な金額を把握しておくべきと述べています。

その内容を受け、旭川市は具体的に、市内130事業所に対し、賃金など労働環境についてアンケート調査を行うことを決定しています。

函館市もすでに事業所に対する賃金実態の調査を始めていますが、事業者のみの調査では、正確な実態をとらえることができないのではという疑問も出され、今後は働く労働者への直接調査や、賃金台帳による調査も必要になってくると思われます。

旭川市の今後の動向と合わせて、函館市でも、公契約を適正で透明性のある契約内容とし、公的事業が市民の信頼の得られるよう進めると同時に、公共部門で働く民間労働者の職場環境改善のため努力する必要性を強く感じました。

(国民健康保険制度)

旭川市の国民健康保険は、2018年度の都道府県化になる以前は、財源として基金や一般財源を活用し、市独自の制度として、保険料の引き下げや保険料の減免制度充実を行ってきました。

制度の都道府県化に伴い、国や北海道から基金の活用、一般財源の国民保健制度への繰り入れが困難になる中で、今後も被保険者の保険料を引き続き納めやすい制度として継続するため、どのように努力するのがよくわかる調査となりました。

(動物愛護センター見学)

函館市が、ほとんど改善されないまま、犬・猫のセンターを「犬抑留所」として設置しているのに比べ、旭川市は、犬、猫、その他小動物などが、様々な理由によりセンターに連れてこられた後、ボランティアとの連携、獣医師とのかかわり、譲渡の方法など懇切丁寧に動物の立場に立って対応している状況を調査しました。

家庭で、犬や猫、小動物が買われている時代となっているので、函館市も動物愛護の立場に立って、今後行政がもっと意を尽くし制度改善を進めてほしいと感じました。

別記第3号様式

出張報告書

2019年8月27日

日本共産党函館市議団
代表 市戸 ゆたか 様

出張者氏名 富山 悦子



下記のとおり出張したので報告します。

記

1 出張期間	2019年8月18日~2019年8月19日(2日間)
2 用務地	① 8月19日 旭川市
	② 月 日
	③ 月 日
	④ 月 日
3 出張概要	国民健康保険制度、動物愛護政策、公契約条例の調査 日時 8月19日 10:00~17:00 場所 旭川市役所、動物愛護センターあにまある 対応者 別紙
4 所見	別紙
備考	

1、出張目的（2019年8月19日）

富山悦子

旭川市の国民健康保険料の市独自の軽減、減免制度について、および公契約条例制定の経過・その後の取り組みについて、動物愛護政策について動物愛護センター（あにまある）の現地見学も含む調査のため。

2、対応者

旭川市議会事務局・議会総務課長	富田康文
(国民健康保険) 旭川市福祉保健部 国民健康保険課長	鈴木裕幸
	課長補佐 水上 明子
(公契約条例) 旭川市総務部契約課長	金内英行
	主幹 斎藤淳起
(動物愛護センター あにまある)	野崎獣医師

3、所見

国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に移行して2年目、他の医療保険に比べ加入者は、年金生活者・非正規労働者が7割しめ、加入者1人当たり平均所得86万円、医療保険の中でも一番低く、協会けんぽ加入者1人当たりの平均所得142万円の約6割です。平均保険料は、加入者1人当たり8,5万円で負担率9,9%、協会けんぽの負担率7,5%の1,3倍、所得水準が低いにも係わらず均等割、平等割が高く低所得者や多人数世帯がより負担が重く成っている。

この様な状況の中で函館市の国保料は、全道34市中5位から2位にアップし所得の12%と高い、保険料の軽減や減免制度は、国基準のみで、函館市独自の制度が無く、特に子育て支援の立場から子どもの均等割りの減免が求められている。この間、函館市独自の軽減を求めてきたが、対応無しである。しかし、旭川市は、基金を使い子どもの均等割り、低所得者への市独自の軽減・減免を実施している。旭川市の国保料は、所得の11%で全道16位と基金を利用し国保料が軽減している。

最初に旭川市の概要説明では、人口33万5千323人（H30年度）、米どころ、紙パルプ、家具作り（デザイン）が有名で商業都市でもある。旭川駅も木材利用してのゆったりした駅構内にテーブルが置かれ学生たちが勉強しているスペースと駅の通路からイオンスーパーに入り日常の買い物、食堂、喫茶、など動線が良く出来ている。また、観光で有名な旭山動物園、スキーなど周辺6町村含む中核市（平成12年）でもある。

例) H29年度国保加入割合は、人口338,558人中21,71%（73,516人）、65才から74才加入者は、64,44%（35,634人）若年層の減少と定年退職者の再就職や後期高齢

者の国保離脱が多いためである。H29年度世帯数 49,912 世帯で前年度より 2,174 世帯（4.2%）減少、1世帯当り 1.51 人と世帯の単身化がふえている。

次に過去5年間の旭川市の国民健康保険決算概要説明によると平成26年度と平成30年度と比較し世帯数は747世帯数増に対し人口1万人減少、国保世帯数は、7000世帯の減で、国保加入者 14,000 人減少。函館市との違いは、人口が緩やかな減少と高齢化率も低い。

平成30年度保険料収納率は、前年度1%高く92%、滞納繰越率 25.9%で結果保険料収納率 78.63%低いが前年度よりアップしている。特定健診受診率 24.7%（函館市は、31.5%）と低いが保険者努力支援制度のペナルティー（30%以下）もあり取組強化を推進する。

（基金設立）

医療費全体では、医療技術の高度化や高額な新薬などで一人当たり医療費が増加し全体の保険料が引き上がる理由となる。国保料引き下げの市民の声に答え、一般会計からの繰入金で保険料負担軽減を平成23年度より実施している。財源に市町村に負担義務のある法廷繰入金と市町村の判断による法廷外繰入金を行う。

国保料に法廷外繰入金として一般会計から繰入して保険料の激変緩和措置を行う、40歳から64歳の基礎控除後所得167万円以下の被保険者1人につき平成30年度3千円、令和1年度2.5千円の減免を行う、理由として都道府県単位化に伴い賦課割合の変更により低所得者の保険料が急激に上がるため新設した。

基金を利用した国民健康保険料の負担軽減および市独自施策の軽減・減免は、18歳未満の被保険者の均等割りを平成28年度から実施し5割減免から平成30年度から3割減免を行う。

平成23年度より市独自の2割軽減は、国の軽減基準に該当しない世帯均等割・平等割を軽減し平成30年度より1割軽減実施。激変緩和措置として、国基準（7割・5割）軽減対象世帯に属する被保険者1人につき令和1年度5百円減免実施、医療費増加に伴う保険料の急激な増加を緩和するため医療分保険料の引き下げのため基金より1億円投入（令和元年度）。H29年度の基金は、12億2千万円、H30年度激変緩和措置分取り崩すと残6億円となる。今年の基金は、11億円である。

平成30年度から都道府県化により、北海道の運営方針において令和6年度を目途に保険料水準を統一するため、制度廃止となるが急激な負担増とならないよう配慮している。

(軽減・減免内容)

旭川市のH29年度の保険料の減免理由件数は、災害(1)生活保護(408)所得激減(189)旧被扶養者(262)その他(9)合計(869)件。

函館市は、生活保護移行件数80%占めている、1人親家庭も多いことでダブルワークの方もいる、低所得者も多いことから市独自の軽減・減免制度により生活保護者を減らすこともできる。是非、旭川市のように所得激減の対応など検討すべきです。

18歳未満減免の状況は、H28年度2,751人、減免額(24,592千円)、H29年度2,468人、減免額(21,934千円)。

函館市の平成30年度の18歳未満の子ども3831人の均等割り全額で6400万となる。基金を利用した減免を検討すべきである。

(結果)

- ① 国民健康保険と協会けんぽとの違いは、子どもの数、家族数により保険料負担が多い事、年金生活者や非正規雇用者などの低所得者の加入者数により高い国保料となり、軽減・減免など基金を利用し国保料引き下げを検討すべきです。
- ② 旭川市の子どもの均等割り減免は、全額ではないが対応している、函館市も子育て支援の立場で早急に検討すべきです。
- ③ がん検診助成額の一部補助により自己負担を少なく受け易い金額を検討すべきです。
- ④ お金の心配なく医療を受けられる体制や1人1人の命を大事にする暖かい行政、高齢者含む次世代の子ども支援の町づくりの実践と福祉の町函館市を強く求めます。

以上

(公契約条例について)

市が公共工事の入札や市の業務を民間に委託する場合、一般競争入札や総合評価方式の採用などにより進められているが、他方、低価格の入札により下請けの事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せが影響し、労働者の賃金低下及び労働環境の悪化の原因になっています。この様な状況を作らないためにも公平公正な入札や信頼できる公共工事、公共サービス提供を維持できる用法律で決める執拗があります。

旭川市が全道で初めて「旭川市における公契約に関する条例」を2017年12月に施行、その内容と問題点、展望などについて学習してきました。

公契約の受注条件として公契約従事者に対する労働環境の向上を「責務」として果たす事が明らかとなり、さらに市がその点検や指導する権限など持ち公契約を遵守しているかなど確認できる。委託したら終わりではなく、事業者の把握も可能にでき問題あれば速やかに改善できる。今後は、アンケートを実施して問題点を明らかにし、市民に寄り添った改善が行われる。函館市も公契約条例により企業の「責務」を明確にして労働者の向上につなげ若い人達が都会に流れない様な策を今後検討する必要があります。地元企業を大事に育ててほしいです。

(動物愛護センターの見学)

函館市の犬猫抑留所を初めて見学し非常にショックを受けました。命ある小動物が死を目的に扱われている現状の打開と改善を進めるために見学にいきました。函館市は、人里離れた所にあり、殆ど来客なし。

しかし、旭川市の愛護センターは、行政直属の経営、町の中にあり人とのふれあいを重視し病気治療のための検査、手術、入院、食事など獣医師3名含むスタッフ15名体制で行っている。病気ごとに個室に別れ清潔(臭い無)を保ち温度管理、体調管理、退院まで面倒を見てもらい市民に譲渡もされる。子犬などは、市民の方が育ての親としてボランティア登録され協力体制で飼育もおこなわれている。

見学した当日も市民の方が譲渡を求めて見学や説明を受けていました。犬猫以外に小鳥なども扱われ動物が大事にされる優しい施設でした。早急に函館市の改善を求めます。



様式第1号

令和 元年度 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 日本共産党函館市議団



伝票番号

16

代表者	経理担当者	支出年月日	区 分	
		令和 元年 8月31日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支 払 金 額	
函館 平和書店			1,728円	
摘要(品名)		数量	単価	金額
食べものの通信(8月号)		1		648円
自治と分権(NO76)		1		1,080円

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないように留意)

【領収書等貼付欄】

<h1>領 収 書</h1>	
日本共産党 函館市議団 様	2019年 8 月 31 日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">¥1,728-</div>	
上記のとおり領収いたしました。	
但し本代	
起票者 	 函館 平和書店 函館市日乃出町10-12 TEL 52-0801 FAX 54-3769